

令和2年度 第1回  
「江東区地域自立支援協議会」  
議 事 録

1 日 時 令和2年8月25日（火） 午後1時30分～午後3時50分

2 場 所 江東区文化センター2階 展示室

3 出席者 里村 恵子 西野こずえ 山内 順子 白木 麗弥  
宮本 光司 渡部 早苗 会田 久雄 平松 謙一  
佐藤ゆき子 伊藤 善彦 高井 伸一 青柳 浩二  
田村 満子 山口 浩 堀越 勉

4 会議次第

1 開会

2 委員の委嘱及び紹介

3 議事

議事1 障害者差別解消法の実績報告について

議事2 障害者優先調達推進法に基づく調達実績について

議事3 障害者実態調査の結果について

議事4 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）について

議事5 指定特定相談支援事業について

議事6 障害者入所施設の整備について

議事7 専門部会からの報告について

議事8 その他

5 資 料

資料1 令和元年度障害者差別解消法受付台帳

資料2 令和元年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の

## 調達実績

資料3 令和2年度江東区による障害者就労施設等からの物品等の  
調達方針

資料4 江東区障害者実態調査の結果について

資料5 障害福祉計画・障害児福祉計画の構成（案）

資料6 江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）

資料7 指定特定相談支援事業について

資料8 障害者入所施設の整備について

資料9 江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する  
条例の取組について

参考1 専門部会からの報告（令和元年度）

参考2 令和2年度 江東区地域自立支援協議会委員名簿

6 傍 聴 0名

## 7 会議内容

〔 開 会 〕 午後1時30分

【大江障害者施策課長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和2年度第1回地域自立支援協議会を開会いたします。

本日は委員の皆様、御出席、誠にありがとうございます。私は、障害者施策課長の大江と申します。よろしく願いいたします。

次に、本日の資料を確認させていただきます。本日は事前にお送りしている資料1から8により説明させていただきます。また、参考といたしまして、令和元年度の専門部会からの報告、委員名簿の2点を送付させていただいております。お手元がない方いらっしゃいましたら、事務局まで、声をかけてください。

また、新たに委員になられた方につきましては、委嘱状を机上配付させていただいております。本来であれば、お一人お一人に委嘱状をお渡しすべきところがございますけれども、委嘱状は机上配付とさせていただきますので、御了承願います。

本日欠席の委員の報告をいたします。本日は竹内委員、萩田委員、油井委員より

御欠席の申出をいただいております。

## 2 委員の委嘱及び紹介

【大江障害者施策課長】 引き続きまして委員の御紹介をさせていただきたいと存じます。既に顔なじみの方もいらっしゃるかと思っておりますけれども、今年度より新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、お名前をお呼びしましたら、御起立の上、一言御挨拶をお願いいたします。

東京都立大学、東京保健医療専門職大学の里村会長様。

【里村会長】 東京保健医療専門職大学の里村と申します。よろしく願いいたします。コロナ対策でお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。こういう非常に未経験な状況の中で、どういうふうに障害者の方を支援していくかということは、私たちの非常に力を試されている状況だと思っておりますし、これを乗り切ったときには非常に大きいいろいろな体験が積み重ねると思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。私事で申し訳ありませんが、この4月から、東京保健医療専門職大学という、4月に設立された大学に勤務しておりますけれども、皆様方のお手元に大学の案内を配付させていただきましたので、御覧いただきまして、せっかくそういうリハビリテーション、理学療法士、作業療法士の養成の教育機関がありますので、社会資源の1つとして、ぜひ御利用いただきたいと思います。また、いろいろお世話になることと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大江障害者施策課長】 里村会長、ありがとうございます。

引き続きまして、おあしす福祉会の平松委員です。

【平松委員】 おあしす福祉会の理事長をしております平松と申します。よろしく願いいたします。自立支援協議会でございますが、大学で教育、研究、診療をやりながら、江東区でもう40年になりますね、地域活動をやってきておりまして、今は江東区での地域活動といいますか、精神障害者の福祉を一番の重点的な最後の仕事としてやっておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。

続きまして地域活動支援センターロータスの高井委員です。

【高井委員】 皆さん、こんにちは。地域活動支援センターロータスの高井と申します。よろしく願いいたします。主に精神障害者の支援で、精神障害者の日中

の居場所であったりとか、福祉サービスの手続や、長期入院者の退院支援などを主に行っております。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。

続きまして、のびのび福祉会の青柳委員です。

【青柳委員】 のびのび福祉会の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

自立支援協議会の中では、就労支援部会の部会も担当させていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。

続きまして、こどもの発達療育研究所の田村委員です。

【田村委員】 田村です。皆さん、こんにちは。私は、江東区こども発達センターの園長でもありますし、並びにこの自立支援協議会の部会の児童部会のほうを担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 よろしくお願ひします。

続きまして、人権擁護委員の山口委員です。

【山口委員】 人権擁護委員の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。権利擁護部会を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。

続きまして、弁護士の本木委員です。

【本木委員】 ハミングバード法律事務所の弁護士の本木と申します。人権擁護部会でもお世話になっております。よろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、木場公共職業安定所の山内委員です。新任でございます。

【山内委員】 今年の4月からハローワーク木場のほうに転勤してまいりました。地域の皆さんと連携して、障害者の方の就職支援に携わっていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 続きまして、権利擁護センター「あんしん江東」の西野委員でございます。

【西野委員】 この4月に権利擁護センター「あんしん江東」の所長に着任いたしました西野でございます。このコロナの感染状況の中、社会福祉協議会、そして

権利擁護センターの事業、かなり制限されているところではありますが、皆様の御協力があって何とかやっている状況であります。今後も引き続き社会福祉協議会の事業、そして権利擁護センターの事業に御理解、御協力いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【大江障害者施策課長】　　続きまして、身体障害者相談員の佐藤委員です。

【佐藤委員】　　身体障害者相談員の佐藤ゆき子です。よろしく願いいたします。私のほうは特別にないんですけど、皆さんのところにお電話を差し上げて、元気になっているかどうかということだけをやっていました。よろしく願いいたします。

【大江障害者施策課長】　　ありがとうございます。

続きまして、江東区手をつなぐ親の会の会田委員です。

【会田委員】　　手をつなぐ親の会の会田でございます。よろしく願いいたします。

【大江障害者施策課長】　　続きまして、知的障害者相談員の伊藤委員です。

【伊藤委員】　　知的障害者相談員をやらせていただいている伊藤と申します。知的の江東楓の会という社福の理事長も併せてやらせていただいております。よろしくお願ひします。

【大江障害者施策課長】　　続きまして、東京都立江東特別支援学校の宮本委員です。

【宮本委員】　　宮本でございます。江東区内、知的障害の子供たちが通う特別支援学校として、小学生と中学生、小学部中学部は城東特別支援学校と臨海青海特別支援学校、そして、本校、江東特別支援学校が高校生段階、高等部の学校です。学校はお隣にあります。どうぞよろしく願いいたします。

【大江障害者施策課長】　　よろしく願いいたします。

続きまして、東京都立墨東特別支援学校の渡部委員です。

【渡部委員】　　失礼いたします。都立墨東特別支援学校副校長の渡部早苗と申します。よろしく願いいたします。本校は肢体不自由と病弱の学校の併置となっております。今年、今年度、昨年度末からですか、コロナに関わりまして、学校のほう、本当にいろいろございましたが、短い夏休みは終わりました、昨日から学校のほうは新学期が始まっております。江東区に在住のお子さんが非常に多い学校ですので、卒業後のことでも、本当に江東区さんにはお世話になっております。今後と

もどうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 お願いいたします。

続きまして、江東区教育支援課長の堀越委員でございます。

【堀越委員】 堀越でございます。教育委員会の教育支援課長を務めております。区内の区立学校の特別支援教育を所管しております。区立学校については、本日から授業が始まり、短い夏休みでしたが、子供たち今日から頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 あと出席予定でございましたけれども、現在ちょっと遅参をしております、江東区の保健所の保健予防課長、尾本委員もおりますので、御了承のほどお願いいたします。

以上、本日欠席されている方も含め19名の委員により、協議会を運営してまいります。これから1年間どうぞよろしくお願いいたします。

ここからはちょっと着座で進めさせていただきます。

次に、副会長の選出をいたしたいと思っております。これまでは権利擁護センターの根本所長に務めていただきましたが、今般異動がございまして、改めて副会長を選出する必要がございます。

要綱第5条によりますと、本協議会の会長、副会長は委員の互選により選出するとされてございます。なお、慣例によりまして、副会長は会長から御指名をいただいておりますけれども、今回につきましても会長から御指名いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大江障害者施策課長】 皆様、御異議がないようですので、里村会長から、どなたか副会長の御指名をお願いいたします。

【里村会長】 では、副会長には、権利擁護センターの西野委員を指名したいと思います。

【大江障害者施策課長】 ただいま里村会長から、副会長には西野委員ということで御指名がありました。皆様いかがでしょうか。

(拍手)

【大江障害者施策課長】 ありがとうございます。御異議がないようですので、副会長には西野委員をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、副会長、西野副会長には席の移動をお願いいたします。

それでは、この後の議事進行につきましては、里村会長にお願いしたいと存じます。会長、よろしくお願いいたします。

【里村会長】 それでは、議事に入ります前に、会議の公開について、事務局から説明をお願いいたします。

【大江障害者施策課長】 会議につきましては、公開としておりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策のため、今回の一般の傍聴につきましては、募集をしてございません。議事録につきましては、作成後に公開予定としており、本日は議事録作成のために録音をさせていただいております。

恐れ入りますけれども、議事録作成の都合上、御発言の際には、お名前をおっしゃっていただくと助かります。

以上です。

【里村会長】 それでは、ただいまより議事に入ります。

### 3 議事

#### 議事（1）障害者差別解消法の実績報告について

【里村会長】 議事1、障害者差別解消法の実績報告について、事務局より説明をお願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、障害者差別解消法の相談の受付について御報告させていただきます。恐れ入りますが、着座にて御説明させていただきます。

令和元年度につきましては、8件の御相談をいただいております。これまで29年度が20件、30年度が9件と30年度からほぼ横ばいといった状況でございます。

では、資料1、令和元年度障害者差別解消法受付台帳を御覧ください。

この中の主なものを御説明いたします。1番は、精神障害者の方からの御相談です。保育園の入園、子ども家庭支援センターのショートステイの申込みについて、合理的配慮してほしいとの御相談でした。

保育園の入園に際し、障害への理解を深めて、減免申請書の同封や期限について

柔軟に対応してほしい。また、子ども家庭支援センターのショートステイの申込みについて、現状では電話またはセンターに来所し、申し込むという方法のみとなっているため、メールでの受付や必要がある場合は訪問してほしいとのことでした。

保育課、子育て支援課へ内容を伝えたところ、減免申請書の同封については難しいということでしたが、保育料決定通知や入園のしおりなどで広く周知を図っていくほか、期限やショートステイの申込みなどについては、柔軟に対応していくとのことで、相談者へ御報告し、終了しております。

2番は電動車椅子を利用している身体障害者の方からの御相談です。御相談者は、脳梗塞により車椅子利用者になった方で、通園している病院で1階から2階へ行く際に、車椅子を降りて、杖で歩くよう看護師から言われたとのことで、看護師に対しペナルティーを与えてほしいとの御相談でした。

病院に確認しましたところ、御相談者の方がまだ車椅子に不慣れである様子で、病院内でぶつかったりされていたため、歩けないかとのお願いをしたとのことでした。

私たちの対応としましては、病院に対し、職員の方に配慮していただくようお願いし、御相談者の方にその旨御報告するとともに、個人にペナルティーを与える法律ではないということを説明し、終了しております。

裏面に移りまして、5番の御相談です。こちらは精神障害者の方からの御相談で、精神症状の1つで、本人の意思とは別に奇抜な服装をすることがあり、そのことについて、月1回通院している整形外科で陰口を言われ続けているとのことで、精神的苦痛を受けていること、服装も病状の1つであることを理解してもらいたいとの御相談でした。

病院長へ連絡しましたところ、陰口を言っていたということは事実であるならば、たとえそれが相談者本人に向けられたものではなかったとしても、誤解を招く行動であり、病院として配慮不足であると認識したとのことで、連絡をしましたその日のうちにスタッフ全員に対し、対応を指導するとともに、今後そのような思いを抱かせないよう対応を徹底するとの回答をいただきましたので、御相談者へ病院の対応を報告し、終了しております。

次に、7番についてです。相談者の障害は不明の方ですが、採用時に障害名や勤務において合理的配慮をしてほしい旨を勤務先に提出しており、その上で採用され



ているということでしたが、会社には障害を理由とする休暇制度がなく、会社に確認したところ、制度をつくる考えがないとのことで、障害者差別解消法に反するのではとの御相談でした。

本件については、障害者雇用促進法に該当する事例になりますので、障害者雇用促進法における当事者の相談窓口である住所地を管轄する墨田ハローワークを御案内し、終了したところです。その他の相談内容につきましては、資料を御参照ください。

障害者差別解消法については、今後も様々な媒体を通じて周知を図るとともに、権利擁護部会とも連携しながら、気軽に相談しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。今の御説明に対して何か御意見や御質問がある方、お願いいたします。特にありませんか。

特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

## **議事（2）障害者優先調達推進法に基づく調達実績について**

【里村会長】 次に議事2、障害者優先調達推進法に基づく調達実績について、事務局より説明をお願いいたします。

【早邊就労支援担当】 障害者支援課就労支援担当の早邊と申します。よろしくお願いたします。

私からは障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達につきまして、資料2及び資料3により御説明を申し上げます。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律、通称障害者優先調達推進法と呼んでおりますが、こちらの法律につきましては、平成25年4月に施行されまして、本区におきましても、物品や役務といったサービスを調達する際に障害者施設等から優先的、積極的に購入することを推進すべく、調達方針を策定して取り組んでいるところでございます。

まず令和元年度の調達実績につきまして、資料2の右下合計欄を御覧ください。件数といたしましては69件、金額は2,800万円強でございました。平成30年度、昨年度の実績と比較いたしますと、昨年度は82件、2,200万円強でござい

ましたので、件数といたしましては13件の減、金額といたしましては、約600万円の増となりました。

件数が減となったものの金額が増となりました主な要因につきましては、障害者実態調査860万円強を特例子会社に発注したことによるものです。なお、件数の減につきましては、コロナ禍による会議や出張の中止に伴い、飲物や手土産の購入機会が減少したほか、印刷等の発注に関しまして、年度によって発注する印刷物の種類が異なることなど、小さな要因の積み重ねによるものでございます。

今後、発注拡大に向けての取組といたしましては、区内の各障害者施設で提供できる物品や役務といったサービスの一覧を、江東区ホームページや職員向けの庁内フォルダー等で公開するなど、できる限り広く周知することで、各施設の受注拡大につながるよう努めてまいりたいと考えております。

参考といたしまして、資料3に令和2年度の調達方針を添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

【里村会長】 ありがとうございます。今の御説明に何か御意見や御質問ございますか。では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

### **議事（3）障害者実態調査の結果について**

【里村会長】 では、次に議事3、障害者実態調査の結果について、事務局から説明をお願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係、小池です。議事3、江東区障害者実態調査の結果について御説明いたします。

昨年実施いたしました障害者実態調査に当たりましては、委員の皆様にも多大なる御協力を賜りまして誠にありがとうございました。既に各委員の皆様には、冊子という形でお配りしているところでございますが、改めてポイントを簡単に御説明いたします。

資料4、障害者実態調査の結果についてを御覧ください。目的としては、次の議題にある第6期江東区障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画策定の基礎資料とするとともに、障害者（児）の地域生活の課題を把握し、今後の施策の在り方を検討するために実施したものです。

今回の回収状況は、障害者（児）本人、サービス提供事業所、障害者団体全て合わせますと5,167通を配布し、2,453通を回収しました。回収率としては、47.5%という結果でした。

調査項目ですが、障害者（児）本人に対しては、福祉サービスの利用状況や介護者の状況などについて、事業所に対しては運営の状況などについて、また、障害者団体に対しては、地域生活を送る上での課題などについて回答を得たところです。

結果についてですが、障害者（児）本人では、主たる介護者の約5割が「60歳以上」で、介護に関する悩みや不安では、「ストレスや緊張感など、精神的負担が大きい」、「介護用品や医療費など経済的な負担が大きい」などの意見が多く見られました。

サービス提供事業者では、サービスを提供する上での課題として、「国の基準では人員が足りない」、「量的に利用者の希望どおり提供できていない／困難事例への対応が難しい」との意見が多く見られました。

障害者団体では、ヘルパーの技術向上や介護保険への移行時の問題、就労生活支援センターの充実など、福祉サービスの向上を望む意見やグループホームの増や施設への入所など住まいに関する意見が多く見られました。

また、本日概要版も配付させていただいておりますが、概要版9ページ5、福祉に関する情報、相談先についての3つ目の黒丸のところですが、福祉サービスの利用について相談しやすくするために必要なことでは、電話での相談、様々な相談に対応できるワンストップ窓口、この2つが多い状況となっております。

同じく概要版12ページ、8、災害時の支援についての3つ目の黒丸、災害時に必要な支援では、身体障害者が安全な場所への誘導・移動の支援、知的障害者、精神障害者がいずれも落ち着ける場所の提供、それぞれ多くなってございます。そのほか報告書にまとめられていますので、後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。今の御説明に対して何か御意見や御質問があるでしょうか、よろしくお願いします。

では、特にないようですので、この議題は終了とさせていただきます。

#### 議事（4）江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）について

【里村会長】 次に議事4、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画についてのほうを先にしたいと思いますので、すいません、よろしく。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係、小池です。

私からは議事4、江東区障害福祉計画・障害児福祉計画（骨子案）について御説明いたします。

今年度は、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定年度に当たります。両計画は、障害福祉サービスの見込量を設定するとともに、見込量確保のための方策を規定するものです。

資料5の構成（案）を御覧ください。1ページでは、1章の「計画策定にあたっての基本的考え方」から、4章の第2期江東区障害児福祉計画部分まで計画の構成をお示ししております。

2ページ目を御覧ください。「計画策定にあたっての視点」ということで、章立て、見出し、考え方、方向性についてとなっております。全体として大きな変更点はなく、従来の支援をより充実させていく方向です。

第1章は計画策定にあたっての基本的な考え方ということで、計画策定の趣旨、位置づけ、期間などをお示しする章です。

第2章では、近年の障害者数の状況などを踏まえるため、本区の障害者数の推移などの障害者数の現状をお示しいたします。

第3章は、障害福祉計画、第4章は、障害児福祉計画の部分となり、令和5年度の目標数値の設定、目標達成に向けた施策の推進や、サービス必要量の見込みと確保の方策についてお示しすることとしております。この部分につきましては、今後、都などと調整した上で策定してまいります。

続きまして、資料6の骨子案を御覧ください。これは先ほどの資料5に基づき作成した骨子案でございます。骨子案についてはポイントを絞って、要点のみ御説明いたしますので、御了承ください。

7ページを御覧ください。これは本区の障害者数の現状をお示ししたグラフで、身体障害は横ばいではありますが、知的障害と精神障害が増加傾向にあることが分かります。

8ページを御覧ください。自立支援医療の交付数も増加傾向にあります。

9ページを御覧ください。人口の増加とともに障害のある方も増加していること

が分かります。人口は、平成29年と令和元年と比較しますと1.7%の増、障害者全体では4.9%の増、精神障害では23.8%の増となっており、精神障害については、人口の伸び率を大きく上回っている状況となっております。なお、10ページにあるとおり、総人口に占める障害者数の割合は4.5%程度で推移しております。

11ページを御覧ください。これは身体障害者数の推移になります。内部障害が増加傾向にある一方、肢体不自由は減少傾向、聴覚・言語等や視覚については、ほぼ横ばいとなっております。

14ページを御覧ください。ここでは、知的障害者の推移をお示ししたものでありますが、増加傾向にあることがお分かりいただけると思います。

17ページを御覧ください。このページは、精神障害者の年齢別推移となっておりますが、18歳から64歳が最も多くなっております。

次に、18ページを御覧ください。難病患者数の推移となっており、指定難病の拡大等により、これまで増加傾向にありましたが、経過措置の終了により29年度をピークに減少傾向となっております。

19ページからは、障害者に対する支援施策、障害者総合支援法の全体像、利用者負担や施設の現状について記載しております。

次に、28ページを御覧ください。このページからは、第6期障害福祉計画となっております。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行、(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、(3) 地域生活支援拠点等の整備、(4) 福祉施設から一般就労への移行等の4つの成果目標に加え、新たに(5) 相談支援体制の充実・強化、(6) 障害福祉サービス等の質の向上の2つの成果目標を合わせ、6つの成果目標を定めます。

また、31ページ以降では、サービス必要量の見込みと確保のための方策ということで、各サービスの見込量を設定してまいります。

次に、47ページを御覧ください。このページからは、第4章、第2期江東区障害児福祉計画となっており、障害児通所施設等の地域支援体制の整備について、国の指針に基づき目標を設定します。

47ページ下段からは、サービスの必要量の見込みの確保のための方策ということで、各サービスの見込量を設定してまいります。なお施策や見込量、目標値につ

いては、今後、国や都からの通知や関連する機関と相談しながら作成していきたいと考えております。

説明は以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。何か御意見や質問ございましたらお願いいたします。平松委員。

【平松委員】 何点かありますが、あまり細かいことは省きまして、柱となるところについてでございます。

29ページですか。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築ということとは、これは数年前から言われていることで、本来であれば今年度中に江東区としても具体的なケアシステムができてなければいけないということですが、諸般の事情で遅れていると思いますが、具体的にケアシステム構築する、具体的に江東区でどういうケアシステムにしていくのか。つまり、精神障害だけではなくてほかの障害はどうか、それから、障害者ではなくて例えば高齢者はどうか、それ以外にもひとり親家庭とかいろいろあるとは思いますが、国の指針は単なる数値、こういう数値も目標も立てなさいということで、これが地域ケアシステムの基本的な柱ではないと理解しています。

これも必要なんですけどね、これだけがここに出てくるというのは、あまりにも何とも言いようがないところなので、当然骨子案だからということでしょうけども、大事なことは江東区で精神障害にも対応する、どのような地域包括ケアシステムをつくろうかということが一番大事なことなので、やはりきちっとその点を入れていただきたいということでございます。取りあえずはまずこの点で。

【里村会長】 事務局のほうで何か。

【黒澤障害者支援課長】 障害者支援課長の黒澤でございます。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムということで、国のほうでは今年度までにまずは協議の場を設けるようにということで示しております。

本区においても当然その目標、今年度ということになっておりますので、今年度中に協議の場は設けるような形で現在、精神保健を所管している健康部、保健所と一緒に障害福祉部と話し合いをしているような状況です。

ただ、委員おっしゃるとおり協議の場が目的ではございませんで、精神障害の方が地域で安心して暮らせるようにというのが目的ということになってございま

すので、その中で江東区としてどんな施策を既存のもの、それから新たにこういったことをやっていかななくてはいけないものというのが、恐らく今後いろいろ出てくるものがあると思っております。そういったものを今後、健康部と障害福祉部と相互に連携して、体制をしっかりと整えていきたいと思いますという、今まだそういった段階でございまして、今後具体的な施策をどういうふうに地域包括ケアシステムの中に位置づけていくか、そういったものについては、今年度、協議の場を設ける中で、ほかの施策と一緒に検討していきたいと、今の現在ではそういった状況でございませぬ。

【里村会長】       どうぞ。

【平松委員】       それはそのとおりでしょうと。検討していくときに健康部と障害福祉部で検討して、こういうふうな形でつくっていきましょうということを決めて、あとはどなた、どなたへ、どこの団体参加してくださいというやり方でいいんでしょうかということなんです。

というのは、地域包括ケアシステム、どこまでの範囲が入るかということもありますが、江東区の中で具体的にどういう地域ケアシステムをつくるかということとは地域を抜きにして進むわけではないと。具体的な地域というのは、いろんな人が市民が住んでいるし、いろんなグループがあつたり活動があつたり町会があつたり何があつたりするわけですね。そこに障害者も住んでいる、我々障害者団体もそういう中にある。

というとは基本は申し訳ないが、高齢者の対象の地域ケアシステムですか、協議会がございませぬ。議事録見せていただきました。そうすると年に一、二回、しかも課長クラスの方とか、いろんな団体の代表の方だけけど、議論はそんなに活発になつてない。実態は圏域会議のほうが具体的に動いているんですよ。ですから、そういうものがぜひ必要だろうと。

協議会つくつたって、年に一、二回で、課長、それからそれぞれどっかの代表というところで、それで実際に地域動きませぬと。地域を動かすのはやっぱり地域に拠点、基盤を持たなきゃいけない。としたら、できれば検討の段階から、やっぱり地域の意見を聞きながら、それもくみ上げながらつくっていただくのが本来の在り方ではないかと思っております。それはいろんな協議会を見ても、江東区の協議会ってほかの区に比べると、率直に言って活発でない協議会が多いというのは事実だ

ろうと思っています。

では、それはなぜかという担当の課が、事務局が準備して、それぞれ代表の方が来ていただいて、年に1回か2回で、しかも議論するのは事務局がつくった骨子なり何なり、いかがでしょうかということで、その協議会の中での議論というのが活発にならないんですよね。ということもあるし、これは前から何度かそういう意見も申し上げたんだけど、その辺変えるためにも協議会つくる段階でも、全てにじゃなくて構わないんですけどね、いろんな団体とかいろんな障害者団体、それから、当事者団体等の意見をできるだけ取り入れながら、そういう協議会をまずつくっていただけないか。それから、それを支える意味でのそれぞれの地域ごとの、圏域ごとの連絡会議でも何でもいいんですけどね、つくっていただいたほうがいいんだらうと。

だとすると、実際に今ある高齢者を中心とした圏域会議とは別にまたつくるという縦割りは、地域基盤を置くときにはそんな縦割り意味ないですよね。だとするとそういうところと一緒にやってやるということが当然検討していただいたほうがいいんじゃないか。

細かなことは抜きにして、そんなことで、今、健康部といろいろ検討中ということですけども、そういう視点もぜひ取り入れて検討を進めていただければというお願いでございます。

**【里村会長】** 地域からの声をいかに取り込むかというようなことも、行政のほのこれからの課題になるかと思しますので、よろしくをお願いします。

ほかにはいかがですか。どうぞ。

**【高井委員】** すいません、ロータスの高井ですけれども、この計画、今、こういうコロナの状況で、各福祉サービスとか福祉施設は何とかやっているかなというすごい大変な今の状況の中で、これは令和5年までの計画ということで、もちろんコロナのことが起こる前に取られている状況の、情報の中での5年度までということで、このままでいいのか、何か盛り込むか、かなり難しいことだと思うんですけど、期限的な部分とかあると思いますが、今後この骨子案からなる中で、そういう部分が何か意見として、どういう状況下で入ることがあるのかどうかをちょっと確認したいと思います。

**【里村会長】** 事務局、お願いします。



【大江障害者施策課長】 計画を策定して3年間の見込量を見込んでいくときに、今のところ国からはコロナ影響を加味して見込みなさいという話は来てないので、通常どおりの見込みをしていくのかなというふうには考えているところですけども、今後コロナの影響が長引いていくとか、または国からそうしたコロナ影響も加味した数値も見込みなさいといった指示等あったら、ちょっとそちらのほうにも着手していきたいと今考えているところです。

【里村会長】 やはり非常に大きな展開点だったので、この状況をやっぱりどういう形でもいいから何か盛り込めるといいんじゃないかという気がします。

ほかに何かございますか。平松委員、お願いします。

【平松委員】 居住に関することですけども、江東区は家賃が非常に高くなっているということは御承知のとおりだと思います。生活保護の家賃補助の範囲で借りられる物件というのは極めて少なくなっている。非常に古い建物とかそれこそバストイレもないとか、今どきこんなところで生活ができるのかと思えるような、そういう物件になっちゃうということがあるんです。

そうするとグループホームを増やすということも毎年計画に入っているんですけども、具体的に事業者が手を挙げるのを待っていても、なかなか江東区で民間の事業者がそういうホームを新たに建てるということは非常に困難だと思っております。私どもも探していますけども、とてもじゃないけどもまず物件がない、ないしは非常に高くなっているということもある。

だから、それも1つでしょうけども、国交省のほうが住宅セーフティネットということで、専有、専用住宅と、確保要配慮者、つまり障害者入っています、高齢者入っています、母子家庭、父子家庭入っています。そういうなかなか民間の物件が借りられない人たちに専用の住居、集合住居に対しては、家賃低減化のための国の補助をやると。国と区で補助をすると。そうすると家賃も下げて、そういう人たちも借りられるという趣旨ですよ。

これ以外にほかにもっといい方法があればそれはそれでいいんですけども、とにかく江東区、そういう障害者も、精神だけじゃない、障害を持っている方全てだと思います。障害者、高齢者、ひとり親、父子家庭、母子家庭等々、非常に住みにくくなっている。そもそも住めるところが民間で借りられないというのがどんどん進んでいくだろうと。

オリンピック目当てで、いろんなのが新しく建っていますよね、みんな高いですよ。そんなところにお金持ちしか入れないと。つまり一般庶民、貧乏人は江東区に住めないというのが現実に今進行しているわけですね。これに対してどうするかという区としての政策、指針が必要だろうと。つまり、この場で私がいつもいろいろ言ったり、住宅課とも話合いをするんですけども、いやいや、本来区としてこれをどう考えるんだと、具体的にこういうふうに区としてはそういう要配慮者の人たちも住めるような江東区にしていきますと。そのためにどういうセーフティネットを使うでもよし、別のことでいいけども、それ出すべきだろうと、率直に言ってこれは区の責任だと思っています。

だから担当課だけでなく、はっきり言えば区長をはじめということになりますよね。それはやっぱりきちんと私の質問に答えていただくではなくて、区としてこう考えているよということを出すということが、区の責任としてはあるかなと。

といってもなかなか難しいという事情は聞いているんですけども、なかなか担当課だけでは難しいのであれば、マスコミにこういう江東区の実情を相談して取り上げてもらってもちっとも構わないんですけどね。いきなりそんなことはしませんけども、とにかく区としてどうするんだという、それをぜひ出してほしいし、できれば里村会長、この協議会としてもこの問題をどう考えるんだって、ここで議論しないといけないんじゃないかなと思っているんですよ。

いつも私がいろいろと文句ばかりじゃなくて、協議会としてこういうことをどう考えるんでしょうということをやっぱり議論もすべきだろうし、区は区としてのやっぱりきちんとした方針を出すべきじゃないかなと思っています。

**【里村会長】** ありがとうございます。住居の問題はやはり非常に生活の基盤になるところなので、重要なところなんですけれど、今、平松委員の御発言に対して、何か皆さんほうから。お願いします。

**【白木委員】** 弁護士の白木です。私も実際に例えばDVの方の被害者の方とか、あと虐待を受けていて一旦家から離れたたいという方、そういう経済的にはかなり裕福とは言えない、生活保護からちょっと始めていかないと人生をやり直すのか厳しいという方々のお世話をすることがあるんですけども、本当に物件がないんです。

物件がないというのは、物理的にないのもありますし、大家さんがDVの被害者

は嫌だとか、精神障害をお持ちの方はちょっと困りますとか、結構具体的に断られることが多くて、この辺りというのはもうちょっと行政が間に入ることで、少し問題が緩和できるような部分があるんじゃないのかなと思うことがあります。

【里村会長】 何か行政の関与としてできそうなことがあればお願いします。どうぞ。

【平松委員】 今、白木委員の言われたことはそのとおりで、実はこの間、私どものグループホームに入居している方が退去してアパートで独り暮らしをするということで、今探しているんですね。なかなか大変なんですけども、スタッフが一緒に行って、そのときにこの方はそういう精神障害をお持ちの方です。障害者の方です。生活保護を受けていらっしゃる。グループホームというところでこれまでそういう单身生活の準備をやってこられています。それに対して私どもがいろんな形での支援をしております。今後もアパートに独り暮らしになっても、引き続きそういう支援を二重三重に、グループホームを出た後にフォローアップでやります。

それから、お部屋探しサポートでもやります。定着支援でもやります。いろんな形でそういう支援をちゃんと続けていきます。基本的には24時間365日対応、可能な形で支援しますというふうにお話しすると、いや、最初は生活保護の人は、そういう精神障害ある人はねということで、なかなか物件ないよねと言っていた仲介業者、不動産屋さんです。

ああ、そうか、それだったら安心だよねと。それだったら大家さんにそういうことをちゃんと話してみるよって言ってくれるんです。そうすると、そのとき実際借りられるかどうか別にしても、大家にもそういう話が、こういう方なんですよと具体的に伝えていただけるんです。

そのときにその不動産屋さんがおっしゃられたのは、そういう形で支援している人たちが一緒に来て、具体的に話をしてくれると大家さんにも話しやすいし、私たちも協力しやすいし、大変ありがたいと。

困るのは区の住宅課、お部屋探しサービスかな、そこに登録した協力不動産屋を通してとか、直接来るんだけど、どういう人かも分からない。でも、そういうところから来るから、そういう障害のある人かな、何かな、何だろうといろいろ聞いてみると。でも、誰も支援者がついてくるわけでもないし、具体的な説明も何もなくて、ただいきなり区から、ここの不動産業者に行ってみたらと言われたんで来まし

たということがあまりにも多いんですよ。それでは、お手伝いできませんよっておっしゃるんです。

なので、白木委員言われたように、今の居住サポート、ロータスとおあしすで2か所でやっていますけども、住宅課の登録だけではなかなかうまくいかないんです。でもそうじゃなくて、お互いそれぞれのところで、結構大変だけど、何とかやっているんですよ。

だから、そういうことを住宅課と話をするとか、場合によっては一緒にそういう人たちの探すのを居住サポートで支援するとか、そういうことをやりましょうよということを住宅課に申入れしているんです。近いうちにぜひそれを実現したいと思っているんですけど、とするとそこに行政も入って、もうちょっと機能するだろうと思っています。その辺は我々も一緒になって努力していきたい、協力してやっていきたい。

もう一方で、足りない、家賃が高い、この現状はどうするんだというのは、我々どうしようもないんで、ぜひ区としてということになると思うんですよ。なので、一方的にもうちゃんとやるというだけじゃなくて、もちろん住宅課と支援課とロータスとおあしすとか、そういうところで今話合いは進めて、もっと具体的に協力してやっていこうよという話はしております。

ついでにもう一つ、これに関連するんで、この間やってみて1つ問題が出てきたのは、単身者が対象であるということで、単身でない方はそういう居住サポートの対象にならないというのが区の担当の見解なんです。

だけど、夫婦どちらも障害者、精神障害者とか実質的な夫婦、入籍していなくてもお二人とも精神障害者、それから御兄弟でどちらも精神障害者、親子でそういう障害者、精神じゃない障害の場合が親子の場合多いですけども、どちらも自分では探せない、困難で1人よりも2人のほうが見つけにくいというのが、障害者同士の場合あります。

ですから、そういうのを対象を拡大していただくということもぜひ検討いただきたいなということを、ついでにこの場でもお願いしておきたいと思っています。

**【里村会長】** いろいろ御提案いただきましたけれど、今のお話の中で何か行政的により充実した方策が考え、何か一端があればお示しいただけるといいと思うんですけど。

【大江障害者施策課長】 すいません、いろいろ御提案ありがとうございます。

確かに住宅課がやっている居住支援施策の中で、なかなかこううまくいっていないことですか、プラスアルファでこうしてもらえればさらにうまくいくといったことについては、我々のほうから住宅課と話をしあって、よりうまく障害者の方に住宅が提供できるよういい流れがつかれるように、ちょっと促して検討していきたいと思います。

あといわゆる家賃助成につきましては、今のところ区の施策として、住宅要配慮者に家賃助成するという考えは、区の施策としては持っていないと聞いております。

一方で、今年度住宅マスタープランを策定する年次にはなっていますので、その中で、区としてその住宅セーフティネットをどうつくっていくのかというのは、その中で御議論されていくんだろうと考えているところです。

【里村会長】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。はい、どうぞ。

【田村委員】 田村です。私のほうでは特に障害児の対応ということを行っているんですが、この計画の中の障害児福祉計画というのが、47ページから書いてありますが、大体江東区の中で、国のここに挙げた5つの視点の中では、ほぼ実績を積み上げているところだと思うんです。

1番のセンターは、区内には既に2か所あるし、それから、3番目の保育所等の支援については1か所で実施しているし、そして、重症心身障害児を受け入れる施設もできているし、そして、5番目、協議の場というところでは今の児童部会が実際に動いていて、そして、医療的ケア児に対するコーディネーター自体は、うちのこどもセンターにそれぞれ1名ずつの研修を受けての配置になってきていて、国がこれを出して、センター化に努めたということでは、それなりにすごく支援の量というんですかね、すごくあると思いますが、実際には発達支援センターそのものも相当数の人数を受け入れて、通園事業の中でやってきておりますので、ある面ではほぼ満杯状態というんですかね。それでここでサービス量の見込み、大体立てていっても、もうこれ以上施設が大きくなれない、なれない状態です。その現状を抱えている中で実際に現場の子供たちの実態はどうなっているのかということであると、やはり特に例えば、実際に支援を受けることが非常に困難なのは、発達障害の軽度の方々、そこをどうしていくのかというのが、私どもの施設も課題を抱えて

いる。

そのためにはどうするかというときに、1つが施設に来てもらってそこでトレーニングですが、トレーニングというだけでなく地域の機関と連携した支援をしていこうと考えている。その模索が始まっていて、一般的に巡回相談機能を施設としては持つべきではないかとか、そういう検討に上がってきているところなので、やっぱりこういう施策の中にどの程度、それこそ今後に向けた支援の在り方を入れていったらいいんだろうかというところが、実際にはそこが見えてきてほしいな、そしてその努力する点が分かってくるといいと思っております。

ちなみに今のこのいろいろな国の支援の中で保育所等訪問支援事業は、できればもう一つのセンターのほうにも造ってほしい。そのぐらい訪問支援を要求している人たちはいるので、そこはお願いしたいところなんです。国のこの政策の方針、ここに挙げた事業そのものは着手してはいるんだけど、実際それで障害児の支援ができるかといったときに、いや、これだけでは不十分。これは1つの形で、器はできてきてやってはいるんだけども課題が出てきているというところが、恐らく一番児童が抱えている課題ではないかと思っています。

【里村会長】 ありがとうございます。障害児のいろいろな施策に関して全般的な御意見だったんですけど、何か事務局のほうでございますか。

【大江障害者施策課長】 今後この計画をつくっていく中で、特に田村委員おっしゃったのは確保のための方策というところを、どう区として書き込んでいくのかというところだと思います。

まさにこれからちょっと検討をしていくところでございますので、自立支援協議会の児童部会の議論も反映させながら、ちょっとこここのところは検討していきたいなと思います。

【里村会長】 ほかに何かあるでしょうか。一応御意見も出尽くしたようですので、次の議題に移りたいと思います。

## 議事（5）指定特定相談支援事業について

【里村会長】 指定特定相談支援事業について、説明をお願いいたします。

【松瀬支援調整係】 資料7のほうで説明させていただきます。障害者支援課支援調整係の松瀬と申します。よろしくお願いいたします。

では、資料7、指定特定相談支援事業所についてでございます。

1番、指定特定相談支援事業所数及び相談支援専門員数の推移でございます。こちらは事業所の数、それから専門員さんの数について表にさせていただきました。御覧になっていただくとおり、ほぼ5年間横ばいの状況が江東区では続いているようになっております。

2番のほうですが、計画相談実績数、こちらのほうについては、受給者数とプランについての推移について御説明をさせていただいている資料でございます。こちらのほうも、まず上段が障害者、大人の方になります。こちらの受給者数も年々伸びてはございます。計画数も作成済は伸びてはいるんですけども、やはり事業所数のほうがなかなか伸びないというところもあると思うんですが、セルフプラン率も横ばいの状況でございます。

下段、障害児についてでございます。受給者数、障害者の方はとても増えている状況です。それに対して、計画数も増えてはいるんですけども、やはり受給者数の伸びのほうが多いというところもあり、セルフプラン率が若干高くなっているような状況です。

これらについて、あと障害児の計画のほうの事業所数も、やはりなかなか横ばいの状態で、1つ増えても1つ減るといような状況が続いているようでございます。

そこに対して、3番、事業所への支援です。平成27年度から、特定相談支援事業所就業・定着促進事業というもので何とか事業者さん、補助金使ってやってもらえませんか、やりませんかというところではあるんですけども、資料を見ての御覧のとおり、事業所数がなかなか増えないというのが、今の現状かと思えます。

簡単ですが、御説明を終わらせていただきます。

**【里村会長】** ありがとうございます。今の御説明に対して何か御意見、御質問あればお願いいたします。どうぞ。

**【青柳委員】** のびのび福祉会の青柳と申します。

このやっぱり特定相談支援事業は、とても江東区としてはこれから大事な事業の1つだと思いますけど、今言われたように、相談支援員は逆に言ったらこの表から見ると減っているわけです。専門員の数、上の表の48人しかおいでにならない、29の事業所しかない。

人口は先ほど増えているというお話もありましたし、障害者（児）とも増えてい

ます。セルフプランを抜けば3,100人ぐらいがもう計画をつくらなきゃいけない人たちになる数字ですよ。それを48で、48人全員が江東区でなきゃ計画を立てないわけじゃありませんので、そう簡単な問題じゃないと思いますけど、1人当たり六十何人か、70人近い数字を出さないと、単純に考えてそういうことになるわけですよ。これではもうできるわけがないんです。

だから、見直し期間なんかもあると、もっともっと相談件数というのは3か月、期間が今、短くなっている方がたくさんいらっしゃるんで、とても件数が多くてやり切れない。多分ここら辺の方は皆さん、相談支援員も私も含めてやっていることになるんですが、各事業所は本当にもう毎日自転車操業というか、今週計画出してくれないと会議にかけられないとかという、目の前になって取りあえずやっているというのが実情だと思うんですよ。

だから、やっぱり江東区としてここはひとつ計画的にできるように、もう少し江東区単独の相談支援の事業所に対する支援、あるいは支援員に対する何かをやっていただかないと、これはいつまでたっても解決にならないかなと思いますし、先ほどの福祉計画の中でも、基幹相談支援センターの話も結局数年前からずっと話し合われてて、私が思うにあまり話が進んでないかなと思いますので、本当にこの江東区の施策としてどうするのかというのを、先ほど来、ほかのところでも言われたように、これも含めて計画をしっかりとつくらないととてもまずいと思いますので、ぜひここはしっかりやっていただければいいかなと思います。

以上です。

**【里村会長】** いろいろ都だとか国のそういう環境の中で、区のできることにかなり限られているかと思うんですけど、何かその辺のところ、事務局として提案があればよろしくお願いします。

**【大江障害者施策課長】** 青柳委員おっしゃるとおり、絶対的に事業所、それから専門員が足りてないというのは認識していて、喫緊の課題と感じています。

この間、定着促進事業等を実施して、増やす取組というのは少ないながらもやってきたところですけども、もっと抜本的にというか、加速度的に手を打っていかないといけない状況になっているなというのは危機感を持っているところです。

逆に皆様から、ただ単に経済的な支援で専門員が増えるとも思えない状況もあるんですけども、どのようにしていけば専門員を区内で就労していただけるように



仕向けていけるのかというのを、逆に皆様から御意見いただければと思うんですけども。

【高井委員】 すいません、ロータスの高井です。相談支援事業所も兼ねていますので、確かにうちもいっぱいばいで、待ちは3か月から6か月と言われてますので、全然間に合っていない状況なんですけど、相談支援専門員、皆さんも御承知のこととは思いますが、経験年数として5年以上最低でも必要で、5年以上とか中には10年以上ということで、中堅からベテランにこの業界というか、仕事の中ではそういう方にやっていただくという仕事になりますので、やはり経済的という部分もかなり大きな部分はあるのかなと。

私の知っている何人かの相談支援専門員も実は他区に引き抜かれているという現状はありまして、それは経済的な部分だけではないとは思いますが、比較的しっかりと給料が出るというところに行っているとか、安定しているところに行くということは現実上は存在するので、経済的裏づけもある程度は必要かなと思いますし、他区では相談支援専門員のプランを例えば40件やれば、1人分の人件費を出すとかという補助があったりとか、増やそうという施策を打っている区もあるので、ぜひそういう部分、相談支援専門員を増やすという部分の底上げができるような政策があると、より江東区で働いていこうという相談支援専門員が増えるのではないかなと思っております。ぜひ御検討いただければと思います。

【里村会長】 どうぞ。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけども、おあしすでも特定、一般相談をやっているんですけども、1つはそういう経済的な面ですよ。とにかくこの数で1人当たりだとかえって数を超えちゃって、単価が下がるかも分からないような数で、人を増やさなきゃいけないんだけど、そのためには経済的な面が必要だと思います。

もう一つは、実は相談支援専門員はほとんどの業務が1人で出かけていく、書類をつくる、計画をつくるというときだけ事業所に帰ってくる。それもおあしすの場合は、タブレットを持って、それで持ち運びできるプリンターも持って、出かけて行ってその場でつくっちゃうこともやっているんですよ、一々帰ってくるのが大変な場合は。とすると結局ほとんど1人で外に出ているわけですね。

そうすると、結構いろんな大変なケースいっぱいあるんです。そういうケースが

続くともう疲弊してしまったりするということが時々起こりかねないんです。そういうのを防ぐためには2つ必要だろうと。1つはレベルアップ、力量をレベルアップすることが1つ。もう一つは、それをサポートする体制をどうやってつくるかということになるだろうと私は思っているんです。

おあしすの場合は、専任の相談支援専門員が2人、兼任が1人ですかね。ほとんど外出しているわけです。でも、できるだけ帰ってきて、今日こんなケースでこうだった、ああだった、病院に行ったらこうだった、こうだった。こうしたんだけどというようなことで、必ずそこでほかの専門員、それから、地活のスタッフが一緒になって、そういう振り返りをして、もっとこうしたほうがいいよねとかというようなことをやっていますし、私が必要なときには、いやいや、それはもうちょっとこういうふうにしたほうがきっといいはずだよという助言もする体制を一応つくっている。とすると、1人で抱え込まなくていいんですよ。

やっぱりどうしても1人で外に出る仕事なんで、それを支える体制がやっぱり必要だろうし、それから力量のレベルアップが必要だろうということですよね。

それをどうやったらできるかということ、それは個々の事業所が1つだけど、それともこの部会でもいいけども、例えば基幹相談支援センターができればやっぱりそこがそういう機能も持つ、事業所の別じゃなくて、そういうことが基幹相談支援センターの1つの役割だろうと思っているんです。

というようなことで、これも早急にできれば今年度中に、そういう機能も持った基幹相談支援センターができるということが求められているのかなと思っています。

**【里村会長】** 経済的な支援だけでなくやはりその相談員の研修だとか、スーパービジョンする人であるとか、そういう構築も考えていかなければならないことというのは、今よく分かりましたけれど、ほかに何か。はい、どうぞ。

**【田村委員】** 田村です。私のほう、障害児の相談支援専門事業所を抱えて、相談支援の事業所を抱えておりますが、恐らくこの者と児では相当違うんじゃないかと。それから、児の中も幼児と学齢では、例えばここのセルフプラン率も違うんじゃないのかなと思っていますが、恐らく学齢児のほうは、プラン率は相当高いんじゃないか。幼児のほうは、多様な子供を抱えているため、気になる子供も児童発達支援で受けていくという体制を取っているために、実は私の施設の中での考え方もそうなんです、非常にたくさんの子供を受けていて、それは一々計画を立て

るといふよりは、セルフプランで、保護者がとにかく支援を受けやすくしていってという方針を取っているということも、ここのセルフプラン率が高くなってしまう1つの原因であるので、できればこれは分けて集計されると、今後どうしていくのかというところが見やすいんじゃないかと思います。

例えばうちの施設で、契約者を200人以上抱えている。それは今支援が必要だからなんです、児童の場合の1つの特殊性でもあり、まず通園事業に多くの子が通って支援を受けていく。児童発達支援から続けて放課後デイに通う人たちも多くいるが、一時期の児童発達支援の利用となる児も多くいる。

ただ、やはり学齢児になると、しっかりとモニタリングをやっていくことが必要になってくる。児童発達支援の幼児の段階は保護者との面談も多く、施設がお一人ずつをフォローしている。そういった児発と放デイの形態の違いを考慮したデータが欲しい。それからもう一つ、やっぱり一番考えているのは、この相談支援事業はなぜ必要なのかというところを考えると、多分今のお話を聞き、者の場合のいろいろな課題は、こういう数値では表れてこないところの実態の拾い上げが大切で、私は実は児のほうも必要だと思っているんです。

児のほうでうちの施設でも、一番相談支援専門員が活躍しているところは、医療的ケアの、重度の子供たちにいろいろな機関が集まって、フォローしていくという体制、それができるようになったというのが一番で、実際的人数はそんなに多くはありませんが、居宅—お家に子供たちが病院から帰ってきて、重度の子供たちの生活の場を保障したり、そこに支援員を派遣したりという、そういった一つずつの事業の特殊性もあるので、そういうところでこの事業を理解していく、そこが重要なのではないかと思います。

相談支援事業の進め方のところで、参考にさせていただければありがたいですが。

**【里村会長】** ありがとうございます。このデータの示し方なんかを今御提案いただいたので、そういうところもちょっと工夫していただければと思います。事務局のほうで何かありますか。

**【大江障害者施策課長】** いろいろと御意見いただきまして、今後の検討の貴重な御意見として、区としてできることを考えていきたいと思っています。

ただ1点で、特に、相談支援専門員を増やしていくために必要なものとして、サポート支援というお話ありましたけれども、私も長く高齢部門にいた中で、ケアマ

ネ事業所のケアマネと、ほぼ同じ働きをしている専門員ですけれども、サポート体制でいきなり基幹型、高齢でいうと地域包括支援センターに頼るだけではなくて、やっぱり事業所内の先輩、後輩、ベテラン専門員に聞くという所内の育成体制というの必要だと思いますし、あと事業所間の横のつながりでの支援体制サポートというの併せてつくっていかないと、何でもかんでも基幹に聞けばいいとか、基幹に頼ればいいというのは、その地域全体の支援力向上にはつながっていかないのかなと思いますので、そうしたところも併せてちょっと検討していきたいと思っています。

【里村会長】       どうぞ。

【会田委員】       親の会の会田でございます。専門員が48名おいでになりますね。この中で児童の対象となる専門員は何名いるんでしょうか。1点が今の質問です。それと2点目は、行政として現場のほうに事業所または専門員さんとのヒアリング等を行っているのか、どのぐらいの頻度でそれを行っているのか。現場の実際の声をお聞きになっているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

【里村会長】       お願いします。

【川野指導検査担当】       障害者施策課指導検査担当の川野と申します。

現在48名となっているんですけれども、実は8月1日現在では、事業所数も1つ増えておりまして、相談員の方も増えておりまして、今現在は事業所数は30で、相談支援専門員の数は54名となっているところでございます。

すいません、児童と者とちょっと分けて集計していないので、今、一覧表は持っているのですが、ちょっとお時間いただければ集計はさせていただきます、後ほど御回答させていただきますと思います。

【大江障害者施策課長】       あと現場の専門員の声、ヒアリング等はしているのかというところでございますけれども、確かにその必要性があつて、まだ我々機会を捉えてお話を聞いたりということはあるんですけども、もっと腰を据えて、現状のこの相談支援体制について、現場の意見を聞くということにはできていないのかなと思っています。

今後そういう機会も持って、現場の専門員が抱えている困り事ですとか課題、そうしたことも抽出していきながら、区としてちょっと考えていきたいなと思います。御意見ありがとうございます。

【里村会長】　　そういうヒアリングの中から、専門員を増やしたり定着するというヒントになるのではないかと思いますので、ぜひお願いいたします。ほかに何か御意見ありますか。

では、そろそろ出尽くしたようですので、次の議事に入りたいと思います。

## 議事（6）障害者入所施設の整備について

【里村会長】　　障害者入所施設の整備について、事務局より説明をお願いいたします。

【西隈施設整備担当】　　障害者施策課施設整備担当の西隈と申します。資料8に沿いまして御説明をさせていただきます。

本区におきましては、障害者数が増加傾向にあるということ、さらに障害の重度化、介護者家族の高齢化など、いわゆる親亡き後の対応が求められているところでございます。

そのため、区としては障害者、家族が安心して生活できる居住環境の充実を目指しまして、本区初となる入所施設の整備を進めているところでございます。

1番の概要にありますとおり、公募型プロポーザル方式によりまして事業者を選定いたしました。審査につきましては12月に行いまして、事業者決定を令和2年の2月に行ったところでございます。

事業者につきましては、社会福祉法人睦月会というところでございます。事業実績にございますとおり、法人全体で27事業を行っている法人になります。そのうち、障害者入所施設が1施設、共同生活援助ですとかそういった事業を居住系ではしているといったところになります。

なお、江東区青海に令和2年の3月から計画相談支援、障害児相談支援を開設いたしまして、4月より放課後等デイサービスを開設しております。主に臨海青海特別支援学校の児童を受け入れる施設となっておりまして、定員10名のところ現在8名の契約をしているというような状況でございます。

続きまして、整備予定地、3番にございますが、塩浜二丁目の1番86ほか4筆というところで、塩浜福祉プラザの南にあります細長い土地に今、建設を進める予定としているところでございます。こちらなんですけれども、敷地面積が3,883平米、区有地を事業者に貸し付ける民設民営の施設ということで御承知おきいた

ければと思います。

最下段、4番になりますが、施設概要というところで施設入所支援が45名、生活介護が60名、生活介護につきましては、入所者様分の45名と通所枠の15名ということで、そのうちさらに5名につきましては、東京都の重症心身障害者通所事業実施予定ということで、5名の方は主に重心、重症心身障害児の方を受け入れるような、者を受け入れるような形になっているところでございます。

あと短期入所6名ということで、介護者のレスパイトですとか、緊急の用に対応するように短期入所を設けているところでございます。

裏面を御覧ください。あと4番、相談支援ということで計画相談、障害児地域移行、地域定着の支援を行うこととしてございます。

また(5)番、自立生活援助ということで、これは障害のある方が地域で暮らしていくために支援をするものになっておりますが、この障害者施設につきましては、ついの住みかというよりも、自主自立を目指すような施設ということで、いずれは地域に返すというところで、施設としては、地域生活支援型という形の入所施設になってございます。そのため、5番の自立生活援助についても指定を受ける予定としてございます。

あとその他の施設といたしましては、地域交流スペース等を設ける予定としておりまして、防災の際の福祉避難所としても位置づける予定としてございます。

今後のスケジュールになりますが、現在、国庫補助協議を進めているところで、来年内示が出まして、採択されるか採択されないかということで内示が令和3年度に出ると。令和3年度から工事に着工いたしまして、令和5年の4月に開設をする予定となっております。利用者募集につきましては、令和4年度を予定しているといったところでございます。

施設のイメージ図は御覧ください。なお、地域住民説明会、周辺の方々に施設建設についての説明会を既に実施しているところでございまして、もともと3月9日に予定しておったんですけども、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となりまして、周辺の皆様に5月の14日に資料を配布して御意見をいただく形を取りました。

その後、6月26日に住民説明会第1回を開催し、8月21日、先週になりますが、第2回の住民説明会を開催したところでございます。

いただいた主な意見としては、なぜこの地域なのかというところですか、安全対策の問題、あとはプライバシー保護の問題、施設からマンションのほうが見れないようにしてほしいですか、あとはこの土地を見ていただくと、表面に戻っていただいて、地図のところを見ていただきますと、三ツ目通りと三ツ目支線と言われる、東西に大きく渡る土地になってございまして、この中に可能ならば通路を造ってほしいと。住民の方が通り抜けられるような通路を造ってくれないかというような御要望もいただいております、そういったことが御意見としては出ているといったところでございます。

今のところをその整備に対して大きな反対といたしますか、そういったところは今のところ出ておりませんで、今後、また住民説明を進めていく中で、個別に対応な部分については、誠意をもって対応していきたいと考えているところでございます。

説明は以上でございます。

**【里村会長】** 今の御説明に対して何か御意見や御質問ありますか。平松委員、お願いします。

**【平松委員】** おあしす福祉会の平松ですけれども、知的障害が主たる対象なので、一応精神とは直接は関係ないんですけど、ちょっと気になった点だけ。

区有地を貸し付けてあとは全て民設民営ということになるということで、という指定管理ではないですよ。これは杞憂かもしれませんが、割と大きな社会福祉法人で本体は国立市ということで、実際開設したらまたこれだけ大きなところですから、大きな施設ですから、この協議会なんかにも参加していただければいいんだろうとっておりますが、実際の運営に当たってそこが責任を持つんでしょうけども、江東区内の主に知的の当事者の方、御家族の方、関係するいろんな支援団体の方等と協力して進めていっていただけるといいなということで、その社会福祉法人のほうにも区内の知的のいろんな団体とか支援団体だとか家族会もありますし、当事者とか、そういうこととぜひ仲よくなって一緒にやっていただきたいというようなことを、区からもおっしゃっていただけるといいのかなとちょっと感じました。

**【里村会長】** 何か事務局のほうでございませうか。

**【西隈施設整備担当】** ありがとうございます。

今、平松委員からいただきました御意見につきまして、まず協議会への参加というところで、区内初の入所施設、かつ困難事例が集まることが想定されますので、

協議会の参加はお願いしたいというところで考えております。

また、法人のほうは地域法人様との連携ということで、例えば専門的な知識を有している職員による講座、研修会等々を地域法人の皆様とともにやっていきたいというような御提案もいただいておりますので、ぜひ皆様も御協力いただきまして、地域のネットワークづくり等々に生かしていただくような形が取ればなというところで検討しているところでございます。

【里村会長】 ありがとうございます。知的障害者の相談員をされている伊藤委員は何か御意見があれば。

【伊藤委員】 知的の相談員をさせていただいている伊藤です。

この入所の施設の整備が始まったということで、まだこれからでいいと思うんですけど、御家族の方、相談等でお話ししている中で、特に知的の方の御家族なんかは、定員があるにもかかわらず、ここに入れて、これで安心して死ねるみたいな、永久に入れるというような誤解なんですけど、そこに対して説明もしているんですけども、手を挙げれば入れて、入れたらずっとここに入れるというような受け取り方をしている御家族がかなりいらっしゃいますので、まだ入所までは時間があると思いますので、その辺の啓発というか広報というか、その辺もお願いできればなと考えています。

以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。ぜひ今の御意見のようなことも反映できるといいかと思います。ほかに何かございますでしょうか。

では、意見も出尽くしたようですので、この議題は終了とさせていただきます。

## 議事（7）専門部会からの報告について

【里村会長】 次に議事7、専門部会からの報告についてということで、各部長から昨年度の活動状況、今年度の予定等について御報告をお願いいたします。

報告の順番ですが、精神部会、地域生活支援部会、就労支援部会、児童部会、権利擁護部会の順にお願いします。なお、参考資料として専門部会からの報告をお配りしております。

それでは最初に、精神部会の平松部会長から御報告をお願いします。

【平松委員】 精神部会の部会長をしております平松でございます。簡単に、昨



年度の精神部会の活動ということで、見ていただければ分かるようにグループを3つつくって、ワーキンググループの活動を中心にということでやってきました。そこにワーキンググループの報告ということで1、2、3と3つ出ていると思いますが、1つは、マップを作ろうということでそのグループがありまして、区のほうでも予算をつけていただきましたので、江東区内のいわゆる精神障害に関わる機関だとか事業所を網羅したマップを作りまして、いろんな関係機関に配っておりまして、大分もう少し少なくなって、もうなくなったら新たな予算は今のところ予定がないということで、大変あちこちで好評をいただいているので、なくなったらまた予算をつけていただくとありがたいなと思っておりますということを、ここでお願いしております。

あとは地域移行で、特に居住の問題中心ということと、あと退院促進ということで、それぞれのグループで活動していただいている、退院促進に関しては、区の担当、生活保護の場合は福祉事務所のケースワーカーが年に1回は訪問してくれているということで、一緒にというようなことも含めて、病院に行ってそういう江東区の退院促進、ないしはその地域生活移行定着を江東区がこんなふうな形で用意してありますよということもお伝えしていくというようなことを進めてきてということで、もっとやっついこうということで、ところが2月でコロナで、そういう活動が止まりましたと。

ただ、このままそういうのが全部駄目、病院側のそもそも面会も断られるということがあって、むしろこちらがそういうところに行くのを渋っているわけでもないとは思うんですね。ただ、病院がそうなんで、なかなかそのじゃあどういう形ということが今後の課題かな、このままそういう活動が止まっちゃっていいとは思ってないんでということがあります。

それとあとは先ほどちょっと御紹介しました居住に関しては、住宅課と協力しながら、住宅課もそれなりに一応協力不動産業者、登録されていて、一応そこに見えるわけですね。でも、そこでじゃあこことってそこにいきなり行くで、それを例えば居住サポートのほうとつなぐみたいな、そういうシステムを考えたらどうかとか、取りあえず一緒にそういう不動産業界団体相手の話も幾らでも説明はしますけども、協力不動産会社がありますので、そこの方々と具体的に一緒にこういう形でこちらもお手伝いできますよみたいな、さっきもちょっと御紹介しましたが、

そういう話ができるような機会をつくりたいなとか、それから、個別に協力不動産会社を中心に回りをしようかとか、そういうことが居住のグループでは検討されておりますということで、今年度取りあえずそれぞれのグループが、こういうコロナ禍の中でも工夫して活動していこうということで始まっております。

あと、地域生活支援部会とも関わりますけども、包括は精神障害にも、精神部会に関わることで、基幹にしてもそうだし、地域生活拠点づくりもそうだし、そういうことも精神部会の中で引き続き検討していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

**【里村会長】** ありがとうございます。では次に、地域生活支援部会、高井部会長から御報告をお願いします。

**【高井委員】** 地域生活支援部会部会長の高井です。よろしくお願いいたします。

地域生活支援部会のほうは、前年度は3回の予定だったんですけど、最後の3回目はコロナの影響で中止になりまして、地域生活支援部会としては、前年度は基幹相談支援センターの設置についてとか、地域生活拠点等についてということで、テーマが非常に大きくて意見も広範囲にわたるということもあって、意見はかなり出ているんですけども、ちょっと広範囲過ぎて、なかなか焦点が絞れなかったかなというふうには思っています。今年度まだ、コロナの影響で開催できてないんですけど、10月に開催予定になりますので、今後また詰めていくんですけども、もっとテーマを絞って相談支援、もともと相談支援専門員連絡会というのがありますので、そことの連携も含めて、去年から相談支援専門員が、主任相談支援専門員ができて、相談支援専門員をより充実して相談支援を進めていくという方向性に、国のほうからも出て変わってきていますので、それを生かしたことで今年度検討ができるといいのかなと思っています。基幹相談支援センターの中にもこういう人材育成の機関であったりとか、もちろんスーパーバイズを受けていくとか、相談支援専門員がより専門的な知識を持っている主任相談支援専門員にしっかりと相談をしたりとか、ケースを持って相談に当たるとかという部分が、今後すごく大事になってくるということがありますので、また、いろいろな課題が、それが本人の課題であるというよりは、それを地域課題として取り組んでいくということがより重要になってくるということになりますので、その辺をテーマを絞って、地域生活支援部

会では今年度ちょっと検討していききたいなというふうには考えております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。次に、就労支援部会の青柳部会長さん、お願いいたします。

【青柳委員】 参考1の8ページに書いてありますが、就労支援部会の青柳と申します。

就労支援部会は就労系の作業所を運営される法人、あるいは企業の方もいらっしゃいます。たくさん障害を持っている方を雇っていただける企業の方、あるいは学校の方、職安などのメンバーというか、部会員で討議をしております。

年3回部会をやって、1回は直接、就労支援の担当の職員の方が集まるということをやって、主に交流も含めてですけど、就労定着あるいは就労についてのお話、あるいはいろんな制度の学習や、勉強会をさせていただいています。

実際、ハローワークからの雇用や、変わっているところとか、いろんなシステムが変わってきていますので、そういう学習などもやったり、あるいは情報交換をさせていただいています。

今年はもう1回部会をやって、2回、3回と計画はしていますが、ちょっと連絡会のほうがコロナで開催を見送ろうかなという話をしています。

いずれにせよ、障害を持っている方が働く場をどうやって民間、あるいは区の方、就労支援センターの方と一緒にどういうふうに支えていくか、支援していくかということと一緒に話し合いをしてやっていますので、ぜひまたいろんな御意見を教えていただければいいかなと思いますし、今後もこういう活動をやって、できるだけ集まるという形で今後やっていきたいなと思うんですが、コロナの今後の流行のあれで、少しやり方は考えなきゃいけないかもしれません。できれば集まって話し合いをさせていただければいいかなと思っています。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。続いて、児童部会の田村部会長から御報告をお願いいたします。

【田村委員】 田村です。では、児童部会のほうを報告させていただきます。

児童部会は昨年度は3回開いて、それから、ワーキングを中心に活動しております。12ページになりますが、上段に、児童部会の部会員のところを見ていただ

きますと、児童部会では、障害に関わらず保育、教育、保健などと幅広く委員になって、連携していく。情報を共有し互いに対象となっている支援を必要としている子供たち—それは障害という名をつけるかどうかはとにかく置いといて—支援段階で連携した支援を行うという非常に重要な子供の育成の事業に関わっております。

ワーキングが実は今2つ挙げておりましたが、これまで3つあって医療的ケアのワーキングもありましたが、これは保健所が絡むほうの会議と重なるところもあって、2つに絞って昨年度からやり始めております。1つが発達障害児ワーキング、もう一つが家庭支援ワーキングとなります。

児童部会は、実はこの活動以外に14ページになりますが、児童通所事業所連絡会といういわゆる児童発達支援事業所並びに放課後デイサービスの事業所が、区内にも四十数か所、今できてきておりますので、その連絡会にも参加して、その情報共有を図るし、そればかりじゃなくてこの部会で発達支援ゼミを見学したりしました。これは保育課が実施している職員育成事業で、保育課の区立保育園担当、保育園の先生方が中心になり、私立の保育園の保育士さんなども入れながらやっており、こういった研修事業を見たり、ペアレントトレーニングの研修を企画したり、幅広く活動してきました。

その中で、最終的に13ページになりますが、ワーキングを中心に課題をまとめていき、発達障害児のほうでは、やはり児童期の発達支援事業所の利用の満杯状態が続いていることや、学校教育との連携が非常に重要で、学齢期になったときの通常学級に進むような子供たち、不登校になることが多かったり、結局学校の生活の適応に困難であることが多々出てきています。そのことや、専門医療機関とのつながり、これはどうしても発達障害の子供たちで、その特徴が明確になっていけばいくほど、ここは切っても切れない関係になってきて、その連携の在り方やこういうことの研修事業の進め方、たくさん課題を抱えております。

それから、もう一方の家庭支援ワーキングのほうでは、やはりその幼児期は、保健相談所や保育園、幼稚園、私どものような施設も相当保護者支援に関わってきます。そこが実は学齢期に入ってからかなりどんどん抜けていきます。そうすると家庭での問題や家庭で適応できなくなってくる子供たちも増えてきます。

そういった家庭をどうしていったらいいか。私たちはここでしっかり支援して、やはり将来自立していく、社会生活に向けての家庭の基盤をつくっていくこ

とが、必要であろうと考えております。

今年度は部会はまだ開催はできておりません。一応、幅広く学校の先生方も関わっていたり、保健所の保健相談所の職員の方も関わっていたりするので、なかなか集まるのが難しくて、今のところはメールでそれぞれ課題を出していただいて、まずそのとめを、昨年度の話合いの取りまとめを各ワーキングでやっていきながら、活動していくことを検討しております。

以上です。

【里村会長】 ありがとうございます。では、次に、権利擁護部会の山口部会長から御報告お願いいたします。

【山口委員】 資料では16ページに簡単にまとめさせていただいております。部会としましては、昨年度は5回開催しております。

内容はその概略だけ書いてございます。前年度は研修会を中心にどのような形を持っていくかというのを中心にずっと検討しておりました。5回の部会とは別にその集大成ではないんですが、3月に「意思決定支援とはなにか」ということで研修会を開こうと、その研修会を開くための打合せをずっとしてきたというような内容になっております。

意思決定支援の研修会は、サブタイトルで障害のある人の権利擁護のためにというテーマで講師をお願いして、これは東洋大学の高山直樹先生にお越しいたきて、説明をいただき、グループで意見交換をしようというテーマで計画しておりました。

対象者としては、60名ぐらい予定をしていましたのですが、コロナの関係で、残念ながら中止せざるを得なかったということで、次年度に持ち越しというような内容になっています。

対象者としましては障害者の支援を行っている方ということで、区内の障害者施設、障害者を雇用する事業所等に従事されている方を対象に60名規模で開催できればということで計画をしていたものです。新年度につきましては、7月に第1回を開きました。その後、2回、3回と、一応年間では5回開く予定でおります。

第1回目の部会打合せの中では、前年度計画した研修会がコロナ対策で延期、中止ということでありましたけれども、もう一度、同じテーマで実施したらどうかということです。障害のある方の意思決定支援中心に説明会を開き、まだ日程は決めてはおりませんが、研修会を開いていきたいと考えております。

この区内の通所施設の方々に再度参加をお願いするような形で、実施できればいいなと思っております。

簡単でございますけど、御報告としては以上になります。

【里村会長】 ありがとうございます。それでは、今の各部会からの報告について何か御意見とか御質問があればお願いいたします。

【平松委員】 おあしす福祉会の平松ですけれども、権利擁護部会の今の御報告で、ぜひ研修会やっていただきたいんですが、障害を持った方の意思決定が特に困難な方ではなくても、そもそも本当のニーズは何かという問題は重要な問題だと思っているわけです。

とすると、そういう障害者に何らかの形で支援する、全てが対象になるべきであるとする、地活もそう、それから特に利用計画をつくる計画相談、相談支援専門員は特にこれはきちんと必要なことで、ぜひそこは入れていただきたいし、入居施設でも日々の生活の中でどこまでが支援なのか、どこまでは要するに何らかの危険とかそれを防ぐためにやむを得ず一定の制限をしてできるのかとか、日常の場面でしょっちゅう出てきます。ということで、できれば全てが対象と義務づけるぐらいのことが必要なんじゃないかと思っております。

このことをきちんと一応指針出ていますですね。そのことをしっかり身につけてないと、障害者に対する支援は基本的にはできないんだぐらいのことだと思っておりますので、ただ、この時期にこんな大勢集めてというのも無理なんでしょうから、例えば研修会はリモートで見れるとか、場合によっては後で記録を取って、全ての事業所で後でビデオを見れるとか。そういうことでぜひ工夫をしていただければということをお願いしたいと思います。

【里村会長】 ありがとうございます。やっぱり非常に重要なテーマなので、本当はこの協議会全体の研修会みたいにできるといいとは思いますが、今こういう御時世なので、なかなかたくさんの方が集まるといことが難しいので、録画をして配信するだとか、そういう方法をぜひ工夫していただけるといいと思います。

ほかに何か御質問や御意見ございますか。じゃあそろそろ出尽くしたと思いますので、この議題は終了とさせていただきます。

## 議事（8）その他

【里村会長】 最後に議事8、その他として委員の皆様、この機会に御説明もしくは御意見、御質問がありましたら、お伺いしたいと思います。

まず、事務局からの申出がありますので、事務局、お願いいたします。

【小池施策推進係長】 障害者施策課施策推進係の小池と申します。私からは、江東区手話言語の普及及び障害者の意思疎通の促進に関する条例の取組について、御報告させていただきます。

資料9を御覧ください。本条例につきましては、令和元年8月6日に開催しました第2回自立支援協議会において、条例案の概要を報告しておりますが、令和2年第1回定例会において可決、4月1日より施行されております。

条例の目的は、手話は言語であることを普及し、及び障害者の意思疎通を促進することについて、障害特性に配慮した意思疎通手段の利用環境を整備することにより、全ての区民が障害の有無に関わらず、互いに分け隔てなく理解し合い、共生する地域社会の実現を目指すことを目的としております。

次に、条例施行に伴う取組についてです。

(1) コミュニケーションハンドブックの作成についてです。こちらはA6版カラー48ページのもので、イラストを用い、指さしでコミュニケーションを取ることができるもので、水性ペンを用いることで、筆談にも対応できるものとなっております。10月末までに1万部作成し、区役所窓口、防災訓練などで配布するほか、区立小中学校へ配布し、避難所でのコミュニケーション手段として活用することを想定しております。

(2) 条例の普及・啓発動画の作成についてです。10分の条例説明動画と3分のPR動画を作成し、区のホームページや区役所2階の大型モニター・広告付き電子表示板等で放送する予定です。

(3)、(4)、難聴者の聞こえを支援する設備であるヒアリングループの設置については、窓口用は既に障害者支援課窓口を設置しております。会議用ヒアリングループについては、障害福祉計画等の団体説明会で使用を予定しており、今後、区主催の会議や説明会等で活用できるよう、全庁での貸出しを予定しております。

(5) 「手話を知ろう！」ハンドブックについては、以前より作成している手話を紹介するパンフレットを増刷し、イベントや防災訓練等で配布する予定です。

(6) 筆談ボードの設置については、障害者との円滑なコミュニケーションを図

るため、区役所の各課の窓口に筆談ボードを新たに設置したところです。

条例施行に伴う取組については以上です。

【里村会長】 皆様のほうから何か今の御説明に対して、御質問とか御意見ございますか。ほかに何か全般的なことでも、御意見などありましたらお願いいたします。どうぞ。

【西隈施設整備担当】 障害者施策課施設整備担当の西隈と申します。私からは基幹相談支援センターについてということで、簡単にちょっと御説明をさせていただきます。

お手元に資料がございませんので聞いていただければと思います。昨年度、自立支援協議会の中でも、基幹相談支援センターの機能ですとか地域生活支援拠点等の整備ということで皆様に御意見をいただいたところでございます。

特に、令和元年度第2回の地域自立支援協議会におきましては、基幹相談支援センターの機能、あとは実施する事業内容ということで、地域ネットワークの構築ですとか人材育成、そういったところについて御意見をいただいたところでございます。

ほかに部会のほうでも基幹相談支援センターの設置ということで御提言をいただいているところでございましたが、現在の状況といたしましては、本区におきまして、地域福祉計画の策定を令和3年度に向けてやっているというところ、あとは先ほど申し上げました令和5年度に入所施設が開設するところ、あとは国より断らない相談窓口の設置が、方向性が示されたというところで、大分状況が動いてきたといったところがございます。

障害者支援については、さらなる支援の充実の期待が高まっているといったことが言えるかと思えます。

先ほど平松委員からアドバイス、相談支援専門員に対するアドバイスですとか同行ができる体制、高井委員から主任専門相談員が、地域の専門相談員にアドバイスをできるような体制づくり、そういったより具体的な御意見をいただきましたので、そういった御意見を踏まえつつ、かつ地域生活支援部会のほうにおきまして、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の具体的なところについて、今後検討していければというように考えているところでございます。

引き続き皆様の御意見をいただきながら、構築を目指していきたいと思えますの



で、御協力をよろしくお願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございます。何か御意見や御質問、おありでしたらお願いいたします。どうぞ。

【会田委員】 親の会の会田でございます。お願いが1点ございます。

施策課の大江課長の発信の、令和2年7月30日付の江東区障害者団体宛ての紹介依頼書が発行されていると思うんですけど、これの内容が、東京都ペアレントメンター養成研修の募集で発行されているんですけども、問題は東京都だと思うんですけど、ここの受講対象の条件が指数3項目があるんです。その3項目が非常に厳しい条件になっていて、受講の方が少ないと聞いております。田村先生、いかがでしょうか。

【田村委員】 ちょっとペアレントメンターの保護者育成ということを、発達障害部会もあるんですが、検討したいと思っております。その内容は確かに厳しいものと思っています。

【会田委員】 そこで条件が、皆さん分からないと思いますので、発達障害のある子供の子育て経験を有する者で、発達障害の診断を受け、おおむね2年以上小学校3年生以上の子育て経験を原則とすると。もう一つは、親の会やサークル活動などにおける相談活動等の経験を有する者。この2点が非常に引っかかってくるころなんです。

発達障害を持つ親の声として、現行は1歳6か月で保健所の診断を受けて、発達に障害があるという診断が出されたときから、経過観察をしながら、約3歳で医師の再診断を受け、発達障害児という病名をもらうというのが通常の今の現状だそうです。

そうすると、この条件でいく小学校3年生以上の家庭ということになりますと、非常に今、共働き等で経済面で厳しい条件の家庭が少なくない状況にあるということで、この条件枠をもう少し緩和をさせていただいて、発達障害児だけではなくて、障害者を育てた親と、それから区から委託されている相談員等も含めて、受講資格の対象にいただければ非常にありがたいなど。

障害を持つ親のまた支援というところも、かなり必要になってくると考えておりますので、ぜひ東京都との何かの機会がございましたら、御提言等をお願いをしたいと思います。

以上でございます。

【里村会長】 事務局のほうから何か。

【大江障害者施策課長】 会田委員の御指摘のとおり、東京都の養成事業になってございますので、そうしたその資格要件のところについて、東京都のほうに意図ですとか、今後の条件緩和等についての考え方等についてちょっと照会をしていきたいと思えます。

【里村会長】 よろしくお願ひします。ほかに何かござひますか。どうぞ。

【青柳委員】 すいません、のびのび福祉会の青柳と申します。

全く今日はこれとは話が違ふところなんです、今コロナウイルスの感染症が広がり、江東区でも600人を超えるということになってきましたし、実際、介護の施設でもクラスターがありました。今回、児童のほうの施設でもあったというふうには聞いています。どこがなつたか、場所の認定をするつもりはありません。私たちもだんだん近づいてきたなというのは、現実なんだと思うんです。どこで起きてもおかしくないことになってきていると思ひます。ぜひ私たちは、PCR検査を受けたいと思ひます。1回受けたからといって今日のところは陰性だったから大丈夫ということで、明日以降また電車に乗って施設においでになる職員の方、利用者もバス、電車を利用して作業所や、いろんなどころに行かれる方もいらつしやるんで、どこで感染するか分かりません。もし起きた場合、感染者が出た場合、保健所さんや、医療関係からどういふ指導はもらえますか。障害の重い人たちの支援についてです。

また、陽性か陰性か分からないときや、濃厚接触者の対応はそれぞれ法人や、グループホームで、何か預かることはあるかもしれませんが、本当に感染が出た場合に、1つの法人で2週間、3週間収まるまで、見るということは、ほとんど不可能だと思ひますよ、私たち作業所やグループホームで見ろというのはね。

だから、江東区としてもあるいは東京都としても、何らかの形で今方向は考へていると思ひますので、もし起きた場合の対応、あるいは支援なんかも、もう前例としてノウハウはお持ちだと思ひますので、言えるところで結構ですので、どういふふうになるのかを教えてください。所管はこの福祉課になりますよね。だから、どういふふうにしたほうがいいのかなというのは、率直に私たちも法人を運営している、作業所を運営しているほうでは、不安なことがたくさんあるんで、ぜひ、何かいろん

情報を教えていただきたい。交流や情報交換できるような場があるといいかなと思っていますので、お願いいたします。

【里村会長】 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

【大江障害者施策課長】 まずPCR検査の施設職員等の受診、検査というお話ですけれども、今、区としては、保健所があくまでも濃厚接触者を特定をして、濃厚接触者を対象に検査を行うという体制で、それは障害だけではなくて高齢も保育園も学校もそういう対応ということで、全施設職員または全施設利用者が受けるということにはなってございません。ただ、保健所のほうも、できる限り濃厚接触者を広く捉えようということは、努力しているということで聞いてございます。

あと、例えば家族の方がコロナに感染した場合の障害当事者の方の受入れですとか支援体制といったところについては、具体的な解決策というところまではちょっと至っていないんですけれども、我々障害福祉部のほうで様々検討、様々な方策という可能性を探っているところでございます。

また、グループホームさんにも先日ちょっと照会をさせていただきまして、仮にグループホーム内で、職員の方にコロナ感染があった場合のバックアップ体制というのがどうなっているのかですとか、また、感染者がいる中で支援を続ける際の衛生用品、防護服等の備蓄状況はどうなのかということで、状況の把握ということに努めて、それに対して区としてどういう支援をしていくべきかということ、今ちょっと検討をしていると。

あとは、実は明日特別区の障害の課長会がありまして、その際に東京都さんのほうが来て、今、神奈川県でやっているような家族の方がコロナになった場合の受入れの短期入所施設ですとか、ケアつきの療養施設についての意見交換をするということにもなっていますので、その辺、東京都の対応状況ですとか考え方みたいなものもちょっと聞いていきたいなと考えているところです。

【里村会長】 ありがとうございます。また、そういう情報があれば関係機関に流していただけると、安心感が広がると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何か御質問や御意見、ございますでしょうか。

【川野指導検査担当】 すいません、先ほど会田委員から御質問のありました資料7について、相談支援事業所の数と相談支援専門員の数について、お答えさせて

いただきたいと思います。

資料7では、令和2年の3月1日現在で上げているところなんですけど、ちょっと手元にあるのが8月1日現在の事業所数になりますので、そちらでお答えをさせていただきますと思います。

8月1日現在の事業所数、指定特定相談支援事業所数ですが、30か所になります。そのうち障害児の相談支援事業の指定も受けている事業所が14になります。あと、相談支援専門員の数は全体で54名なんですけど、障害者のほうを専門になさっている方が34名、障害児の相談を専門になさっている方が20名ということでございます。

以上です。

【会田委員】 ありがとうございます。

【里村会長】 ありがとうございます。

ほかになれば、以上で本日の議事を終わりにしたいと思います。

次回の自立支援協議会の開催については、改めて連絡をいたします。

**〔 閉 会 〕 午後3時50分**

それでは、以上をもちまして本日の会議を閉会とします。長時間どうもありがとうございました。

— 了 —